



# 資料編

---

# 1. 永平寺町振興計画審議会条例

平成18年2月13日  
条例第23号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、永平寺町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、永平寺町振興計画に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## ○永平寺町振興計画審議会規則（抜粋）

平成18年10月1日  
規則第119号

(組織)

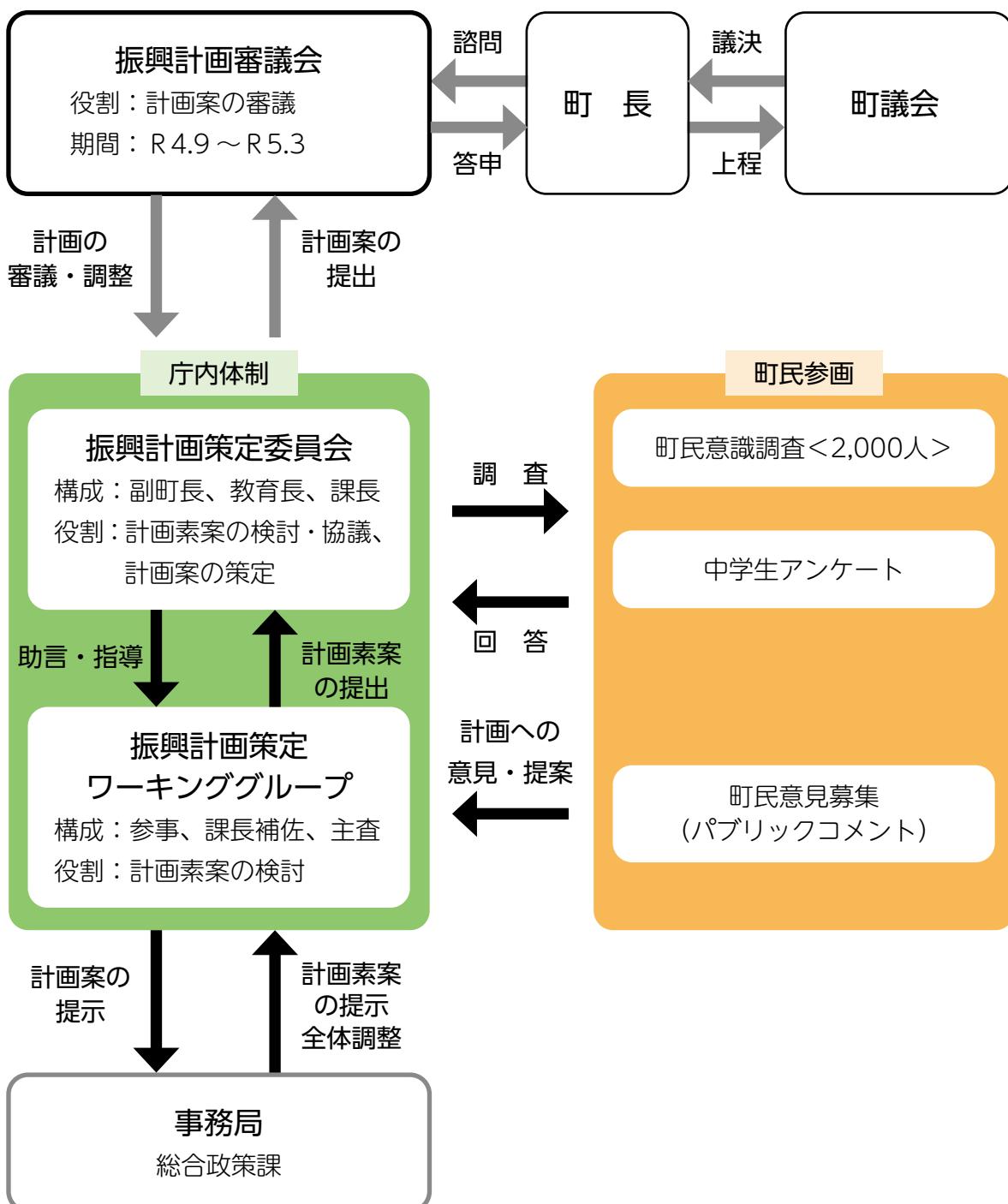
第2条 委員は、審議会条例第3条第2項各号に掲げる者の中から、次に掲げる者の中から委嘱する。

(1) 関係団体を代表する者

(2) 町民

(3) その他町長が認める者

## 2. 策定体制



### 3. 審議会委員名簿

令和4年（2022年）9月計画策定時現在

順不同・敬称略

名称等	役職等	氏名	分野
福井県立大学 地域経済研究所 所長	議会選出	南保勝	学識 (会長)
永平寺町議会議員	会長	河野彰次	町議会
永平寺町区長会連合会	副会長	大谷英幸	商工観光
永平寺町商工会	理事	片岡和治	農林水産
福井県農業協同組合	事務局長	小林政広	民生福祉 (副会長)
永平寺町教育委員会	委員	大坂蘭子	教育
自主防災組織連絡協議会	代表	南保昭雄	防災
永平寺町観光物産協会	会長	山本平	商工観光
永平寺スポーツ協会	代表	岩城龍一郎	生涯学習
公民館講座連絡協議会	代表	西芳子	生涯学習
永平寺町P.T.A.連合会	女性会長	多田奈津子	教育
幼稚園・幼稚園保護者会	保護者代表	反保幸美	民生幼児
町民代表		酒井和美	町民代表
町民代表		吉田道広	町民代表



永平寺町振興計画審議会



町長への答申

# 4. 審議会諮詢文・答申文

永総政第 546 号  
令和4年9月29日

永平寺町振興計画審議会

会長 南 保 勝 様

永平寺町長 河 合 永 充

## 第二次永平寺町総合振興計画 後期基本計画の策定について（諮詢）

本町の長期展望に立った町政運営の総合的な指針となる第二次永平寺町総合振興計画（後期基本計画）の策定にあたり、貴審議会の意見を求めてく、永平寺町振興計画審議会条例2条の規定により諮詢します。

### 1 謒問の理由

本町は平成29年度（2017年）に、10年間を計画期間とする第二次永平寺町総合振興計画を策定し、基本構想の将来像となる「めぐる感動 心つながる清流のまち えいへいじ」の実現に向け、平成29年度からの6年間を前期基本計画として、様々な施策に計画的、重点的に取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症に伴い社会活動が制限されるなか、前期計画期間が経過することから、これまでの成果や課題を検証し、住民ニーズやコロナ禍に伴う社会経済情勢の変化を踏まえながら、引き続き将来像の実現に向けたまちづくりを進めて行く必要があります。

このことから、令和5年（2023年）度からの4年間に取り組むべき方向性を示す後期基本計画策定に関して諮詢し、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

令和5年2月16日

永平寺町長 河合永充様

永平寺町振興計画審議会  
会長 南保勝

### 第二次永平寺町総合振興計画後期基本計画の策定について（答申）

令和4年9月29日付け永総政第546号で、貴職から諮問のありましたこのことについて、当審議会で慎重に審議を重ねた結果、取りまとめましたので答申します。

なお、計画を進めるにあたっては、本計画が町民との協働のもと、十分な検討がなされ、原案が作成されたことを真摯に受け止めるとともに、次の意見を十分に尊重し、目標が達成されるよう鋭意努力されることを望みます。

#### 記

- 「第2期永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本方針である「子育て支援」「雇用創出」「移住・定住・交流」「魅力ある地域づくり」の各分野で、本計画との協調・連携を図るとともに、これから先もずっと町民の明るい笑顔が続くまちづくりに取り組まれたい。
- 人口減少に伴って地域の機能低下が懸念されるため、現在このまちで暮らす町民への定住施策とU・Jターン者等受入の定住施策の両面から、移住・定住・交流の促進につながる全町的な人口減少対策に取り組まれたい。
- 全国的に人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる中、まちの活力を維持し続けるためには、若者や学生をはじめ女性が活躍できる環境づくりやボランティア、NPO団体等のコミュニティの形成、自然災害を踏まえた防災・減災体制の強化を図るための地域のコミュニティ機能の充実が一層求められている。

お互いに自分らしさを発揮することを応援し合う多様性を発揮するまちとして、また、住民が主役となるまちづくりを推進することで、まち全体に魅力と賑わいづくりをつくり出す施策に取り組まれたい。

4. 安心して出産、育児、子育て、そして自分自身も充実した日々を送ってもらうためには、切れ目のない施策が不可欠であり、子育て世帯への家計負担や共働きしやすい環境づくり等の子育て支援策に取り組まれたい。

また、ひとり暮らしの方、高齢者や若者、障がいの有無にかかわらず誰も取り残されることなく、家庭や住み慣れた地域でお互い尊重しながらともに生きる地域共生社会づくりを実現するための取り組みを多様な主体と連携し一層進められたい。

5. 地球温暖化問題や新たな環境問題へ対応するため、国の進めるカーボンニュートラルの取り組みと連動した脱炭素社会、循環社会への施策は必須となっています。

現状の暮らしをより良くするだけでなく、将来を担う子供たちのために再生可能エネルギーの普及や二酸化炭素などの排出量の削減につながる活動の推進、環境教育による意思改善等、自然や地球に優しい持続可能なまちづくりを推進されたい。

6. 観光を取り巻く状況に注視しながら、交流人口の増加や来訪者の満足度の向上を目指しこれまでの取り組みを一層推進されたい。

また、本町の地域資源を活用した付加価値の高い農林水産業への支援のほか、多様な事業者との連携による「ブランド化・高度化」への支援を継続して、まちの元気や商店街の活性化につなげ、賑わいと新たな活力を生む産業の振興に取り組まれたい。

## 5. 策定経緯

年	月　日	経　緯
令和4年	6月23日	第1回 永平寺町振興計画ワーキンググループ会議（担当代表者会議）
	8月19日	第2回 永平寺町振興計画ワーキンググループ (前期基本計画評価検証について)
	9月14日～ 10月3日	中学生アンケートの実施
	9月29日	第1回 永平寺町振興計画審議会（諮問）
	10月 7日	第3回 永平寺町振興計画ワーキンググループ (評価検証作業の確認、現計画修正について)
	10月12日～ 11月7日	町民アンケート実施
	11月24日	第4回 永平寺町振興計画ワーキンググループ（現計画の修正）
	11月28日	第2回 永平寺町振興計画審議会
	11月29日	第5回 永平寺町振興計画ワーキンググループ（関連資料について）
	12月15日	第3回 永平寺町振興計画審議会
令和5年	12月22日	第1回 永平寺町振興計画策定委員会（課長）
	1月16日	パブリックコメント（～31日）
	2月 3日	第2回 永平寺町振興計画策定委員会
	2月 6日	第4回 永平寺町振興計画審議会
	2月16日	町長へ答申

# 6. 目標指標一覧

## 第1章 豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた人づくり

基本施策	指標の内容	当初値 (H28)	実績値 (R3)	目標値 (R8)
第1節 子育て支援の充実	子育て支援サービス満足度	80% (H27)	90.6%	90%
第2節 家庭・地域の教育力の向上	学校・家庭・地域の連携への取組みに関する町民満足度	54.0%	52.8%	65.0%
第3節 生涯学習の充実	公民館企画講座参加者数	515人 (H27)	2,477人	2,500人
	町民1人当たりの貸出冊数	7.10冊 (H27)	6.50冊	7.10冊
第4節 生涯スポーツの推進	スポーツ施設利用者数 (年間延べ人数)	78,967人 (H27)	39,444人	80,000人
第5節 学校教育環境の充実	学校教育環境の充実への取組みに関する町民満足度	63.5%	52.6%	70.0%
第6節 地域文化の振興	地域の文化振興への取組みに関する町民満足度	43.5%	45.0%	55.0%

## 第2章 健康で心がふれあうやさしいまちづくり

基本施策	指標の内容	当初値 (H28)	実績値 (R3)	目標値 (R8)
第1節 生涯を通じた健康づくりの推進	国民健康保険 特定健康診査受診率	37.6% (H27)	30.3%	60.0%
	がん検診受診率	31.6% (H26)	25.4%	36.6%
第2節 地域医療体制の推進	在宅療養支援診療所数	— (H27)	1施設	2施設
第3節 地域福祉の推進	ボランティア登録人数	個人38人 団体40	個人28人 団体36	個人60人 団体51
第4節 高齢者福祉の充実	いきいき百歳体操 自主活動グループ数	10団体 (H27)	23団体	30団体
第5節 障がい者(児)福祉の充実	相談支援事業の年間利用者数	438人 (H27)	396人	500人
第6節 安定した社会保障制度の推進	国民健康保険 (1人当たり医療給付額)	334千円/年 (H27)	433千円/年	430千円/年

## 第3章 安心して安全に暮らせるまちづくり

基本施策	指標の内容	当初値 (H28)	実績値 (R3)	目標値 (R8)
第1節 自主防災組織と連携した災害対策の充実	防災・救急講習受講者の数	1,764人	2,995人	3,000人
第2節 消防・救急体制の充実	消防団員の確保	297人 (H27)	350人	412人
第3節 交通安全対策の強化	町内における人身事故発生件数	35件 (H27)	10件	10件
第4節 防犯活動の強化	町内における刑法犯罪発生件数	61件 (H27)	17件	15件
第5節 自然環境の保全、生活環境の確保	1人当たりのごみ排出量	728g/日 (H27)	732g/日	690g/日

## 第4章 地域の価値を高め、活気あるまちづくり

基本施策	指標の内容	当初値 (H27)	実績値 (R3)	目標値 (R8)
第1節 観光の振興	観光客入込数（町）	776千人	522千人	1,056千人
第2節 農林水産業の振興	農地集積率（%）	50%	61%	80%
第3節 商工業の振興	新規創業件数（H28～）	—	16件	40件
	チャレンジ企業での新商品開発数	7品	13品	18品
	ブランド品の認定件数	—	54品	60品
第4節 雇用環境の充実	企業誘致件数（累積件数）	1社	3社	5社

## 第5章 快適で潤いのある美しいまちづくり

基本施策	指標の内容	当初値 (H28)	実績値 (R3)	目標値 (R8)
第1節 道路網の充実	町道の道路改良済み延長	164.6Km (H27)	167.98Km	169.0Km
第2節 公共交通の充実	公共交通利用者数	827千人 (H27)	427千人	895千人
第3節 景観の保全・形成	自然環境保全啓発活動への取組みに関する町民満足度	44.6%	44.2%	50.0%
第4節 人口減少対策	空き家を利用した定住件数（登録数）	2件 (H27)	25件 (5年間)	20件 (5年間)
第5節 上水道・下水道の充実	下水道事業会計の公営企業移行	—	—	公営企業会計移行

## 第6章 新しいつながり・絆でひらく、連携と協働のまちづくり

基本施策	指標の内容	当初値 (H28)	実績値 (R3)	目標値 (R8)
第1節 参画と協働によるまちづくりの推進	まちづくりにおける町民参画への取組みに関する町民満足度	42.5%	48.0%	50.0%
第2節 地域活動の活性化・活動支援	わがまち夢プラン助成件数	2件 (H27)	1件	5件
	地域おこし協力隊員数 (採用延べ人数)	3名 (H27)	4名	5名
第3節 若者が参画するまちづくりの推進	若者・学生参画によるまちづくりフォーラムの開催	— (H27)	15回	15回
第5節 国際交流の推進	国際性豊かな人づくりへの取組みに関する町民満足度	28.2%	28.2%	40.0%
第6節 男女共同参画社会の推進	男性の家事に取り組む協働率	57.0%	49.2%	60.0%

## 第7章 健全な財政運営に向けて

基本施策	指標の内容	当初値 (H27)	実績値 (R3)	目標値 (R8)
第1節 安定した財政運営の推進	経常的な経費などの削減(累積)	—	280百万円	320百万円
	事務事業評価システムの活用による事業費などの削減	—	6百万円	10百万円
第2節 効率的・効果的な行政運営の推進	定員管理計画に基づく職員数の削減(累積削減数)	—	6人	6人
第3節 行政サービスの向上	職場内研修 自主的研修派遣人数	3回/年 30人	9回/年 17人	3回/年 30人

# 7. 用語解説

	用語	解説
アルファベット、数学	AED	突然心臓が正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対して、電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器のこと。
	DV	ドメスティック・バイオレンスの略。 夫婦や恋人など親密な間柄にある、またはあった者から加えられる身体的、精神的、性的な暴力のこと。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念。
	GIGAスクール構想	令和元年（2019年）12月に文部科学省から打ち出された施策で、子どもたちに1人1台の学習者用端末を貸与し、学校における高速大容量のネットワーク環境を整備し、個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想。
	U-I-Jターン	大都市圏から地方に移住する形態の総称で、Iターンは出身地とは別の地域に、Jターンは出身地近くの地方都市に、Uターンは出身地に移住する形態を指す。
	ICT	「Information and Communication Technology」の略。 情報通信技術のこと。
	MaaS	MaaS（マース：Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。
	NPO	「Non Profit Organization」の略。教育・社会福祉・環境保全・交流など、多様な分野において、利潤を上げることを目的としない活動を行う団体で、特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得した団体（特定非営利活動法人）のこと。
	P D C Aサイクル	マネジメントサイクルの1つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、事業を実施した結果を成果の視点で評価すること。

	用語	解説
アルファベット、数学	SDGs	持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。
	SNS	「Social Networking Service」の略。インターネット上でコミュニティを形成し、ユーザー同士が様々な形でコミュニケーションできる会員制サービスのことで、人と人とのコミュニケーションを促進・サポートするサービス。
	society5.0	互いに尊重し、活躍できる社会や暮らしやすい社会を実現するために、経済発展、社会問題の解決に向けてIoTなどのテクノロジーを最大限活用していくこと。
	2025問題	2025年以降に後期高齢者（75歳以上の老人）の数が膨れ上がることで、雇用・医療・福祉などの分野で起こるとされる社会的問題の相称。
	あ行	<p>空き家等情報バンク 空き家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた登録情報を、ホームページ等を通じて、空き家の利用を希望する人に広く紹介するもの。</p> <p>アフターコロナ 新型コロナウイルスが終息した「コロナ後（after）の世界」。</p> <p>インフラ 「インフラストラクチャー」の略。道路、鉄道、公園・緑地、上下水道、港湾、空港、河川などの産業や生活の基盤となる施設。</p> <p>ウィズコロナ 新型コロナウイルスと共に（with）あるという「コロナウイルスと共存する世界」。</p> <p>越前加賀インバウンド推進機構 「勝山市」「あわら市」「坂井市」「永平寺町」「加賀市」が連携して各市町の名刹やその遺跡など宗教文化資源を基に、県境を越えた広域的観光事業を推進するため「越前加賀インバウンド推進機構」を設立。首都圏のほか、今後も大幅な増加の見込める海外からの観光客の誘致に力点を置いた観光誘客を推進し、この地域の観光振興と活性化を図る。</p>

	用語	解説
あ行	エンパワーメント	「エンパワーメント」(empowerment) は、エンパワー(empower)の名詞形で、「力(権限)を与える」という意味。社会的に立場の弱い人や差別されている人が、主体的に社会と関わるよう支援を行うこと。社会的に立場の弱い人に「権限を与える」「能力開花をサポートする」「成長を助ける」といった意味合いで使われる。
か行	学童保育	保護者が共働きや病気のため、放課後帰宅しても面倒を見ることができない家庭の子どもを預かり、保育すること。
	キャッシュレス決済	紙幣・硬貨といった現金を使用せず、クレジットカードや電子マネー、口座振替などを利用した決済。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。
	公営企業会計	公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計という。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われる。
	公会計	民間会計に対し、公共部門(国・地方公共団体など)における会計であり、現金主義・単式簿記の会計となっている。新地方公会計制度の中で、民間会計に準じた発生主義・複式簿記の財務諸表の整備が早急に求められている。
	公衆無線 LAN	公共の場で利用できる無線 LAN(電波でデータの送受信を行う通信網のこと)。
	後発医薬品	新薬の特許期間が満了後、厚生労働省の承認を得て製造・販売される薬のこと。新薬に比べて開発費が大幅に削減できるため、新薬と同じ有効成分・同等の効き目でありながら薬の価格を低く抑えることができる。
	国立社会保障・人口問題研究所	昭和44年(1996年)、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって誕生した、厚生労働省に所属する国立の研究機関のこと。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。
	コミュニティ	共同の社会生活の行われる一定の地域または集団。主として、住民相互の協力と連帯による地域のまちづくり事業や身近な生活環境施設の管理などにおいて用いる。
	コミュニティバス	市・区・町・村などの自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのこと。

	用語	解説
か行	コミュニティプラント	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って設置され、管きょによって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設。し尿の衛生的処理のみならず水質汚濁の防止にも資する。
さ行	産学官金労言	産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方公共団体）、金（金融機関）、労（労働団体）、言（地方のメディア）の六者のこと。
	ジェンダー	生物学的な性差（セックス）に付加された社会的・文化的な性差。
	自主防災組織	自主的な防災活動を実施することを目的とし、学区、町内会、自治会など近隣地域住民を単位とした組織。大地震など同時多発的な広域災害時に、特にその威力を発揮すると期待されている。
	指定管理者制度	多様化する住民ニーズに応え、より効果的・効率的に、公の施設の管理運営を行うために民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的とするもの。公の施設の管理運営主体は、従来、公共性の確保の観点から公共団体に限られていたが、民間事業者にも広く門戸を広げる制度。
	事務事業評価システム	財政の健全化と効率な行政運営の推進、合理的な施策の選択と質の向上、行政の透明性の確保などをめざして、各種事業に数値目標を設定し、妥当性や有効性などの視点からどれだけの効果が上がっているのかを成果として評価していく、今後の施策の方向性を見いだすシステムのこと。
	循環型社会	大量生産・大量流通・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする社会システムのこと。
た行	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化などの進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。
	地産地消	「地元生産一地元消費」の略。「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で特に農林水産業の分野で使われている。
	長寿命化計画	老朽化が進む道路や公園、公営住宅などの社会基盤の長寿命化に向け、中長期的な維持管理・更新などに係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るための計画。
	デマンドタクシー デマンド型タクシー	予約型の運行形態の輸送サービス（タクシー）を指し、福祉輸送（要介護者、身体障がい者等であって公共交通機関を利用する事が困難な移動制約者を対象に、必要な介助等と連絡して、又は一体として行われる個別的な輸送サービス）や特定施設の送迎サービス等は含まない。

	用語	解説
た行	電子行政	行政分野へのＩＣＴ（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、行政の合理化、効率化及び透明性の向上や町民の利便性の向上を図ること目的として推進されている。
	都市計画マスターplan	都市計画法で定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。都市の将来像、土地利用や地域ごとのまちづくり方針などを定める計画。
	ドメスティック・バイオレンス	※「DV」参照
な行	ニュースポーツ	新しく考案されたスポーツの総称。競技性を重視せず、誰でも参加できることを目的としているスポーツ。
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の指標などを内容とする基本構想を策定し、この指標の達成を目指して農業者自らが作成した「農業経営改善計画書」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む。）のこと。
は行	ノーマライゼーション	障がい者や高齢者など社会的に不利を負いやすい人々を、当然に受け入れるのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにしようという考え方や運動のこと。
	バイスタンダー	救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者など）のことで、救急車到着までの時間に救急のための心肺蘇生法などの応急手当を適切に行うことで、救命率を格段に伸ばせる人員のこと。
	パブリックコメント制度	行政が施策などについて意思決定を行う前に、広く町民の意見を集め意思決定に反映させることを目的とした制度。
	バリアフリー	高齢者や障がい者等にとって、生活上妨げになる物理的および精神的な障壁（バリア）がなく、あらゆる人が暮らしやすい生活空間のあり方。
	フェイスブック	SNSの1種。
	ふるさと納税	自治体への寄附金のこと。自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える金額について、所得税と住民税から原則として控除される制度。
	フレイル	健常な状態と要介護状態（日常生活でサポートが必要な状態）の中間の状態。日本老年医学会が平成26年（2014年）に提唱した概念。
は行	包括的民間委託	民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能（パフォーマンス）を発揮できれば、施設の運転方法の詳細などについては、民間事業者の裁量に任せるという考え方。

	用語	解説
は行	防災士	特定非営利活動法人日本防災士機構による民間資格。機構が定めたカリキュラムを防災士教本による自宅学習（履修確認レポート）と会場研修講座の受講で履修し、履修証明を得て資格取得試験に合格し、消防本部または日本赤十字社などの公的機関が主催する「救急法等講習」、「普通救命講習」、「上級救命講習」などを受け、その修了証または認定証を取得した者に認定される。
ま行	マイナンバー マイナンバーカード	マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤で、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される。 マイナンバーカードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカード。
まちづくり会社	まちづくり会社	中心市街地の空洞化対策など、地域ごとの悩みを解決し活性化するために設立される地域性・公共性の高い会社。会社の規模は異なるものの、公共施設や駐車場の運営管理、地域交通や観光誘客事業などの整備改善、人材育成支援など、様々な事業を行っており、いずれも行政や事業者、住民が一体となって参画し創設される民間会社。
未来技術	未来技術	「未来技術」とは、Society5.0（超スマート社会）の実現に向けた革新的な技術となるAI、IoT、5G、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、自動運転、ロボット（ドローン含む）、VR/AR、キャッシュレス、ブロックチェーン等のこと。
ら行	6次化産業	地域資源を有効に活用し、農林漁業者（1次産業従事者）がこれまでの原材料供給者としてだけではなく、自ら連携して加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すこと。
わ行	ワークライフバランス	仕事と生活の調和のこと。仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を指す。
	ワンストップサービス	「一ヵ所または一回」で各種の行政サービスを提供したり、手続きを終えたりできる仕組みの総称。

# **第二次永平寺町総合振興計画**

## **後期基本計画**

**発行者：永平寺町（編集：総合政策課）**

〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

TEL : 0776-61-1111(代)

FAX : 0776-61-2434(代)

URL : <http://www.town.eiheiji.lg.jp/>

e-mail : seisaku@town.eiheiji.fukui.jp

発行年月：令和5年（2023年）3月



<https://www.town.eiheiji.lg.jp/>



永平寺町  
EIHEIJI